

第2回 脱炭素都市づくり大賞

募 集 要 領

令和7年6月

国土交通省 環境省

1. 脱炭素都市づくり大賞の概要

我が国では、2030 年度温室効果ガス 46%削減、2050 年ネットゼロを国際公約としていますが、これを達成するには、温室効果ガス排出量・エネルギー需要の多くを占める都市の脱炭素移行が不可欠です。また、ネットゼロに加え、生物多様性の確保やウェルビーイングの向上などの観点から、都市緑地の質・量両面での確保の重要性も高まっています。

そのため、2030 年度ネットゼロを目指す優れた脱炭素型の都市の開発事業を表彰し、脱炭素型の都市づくりを促進することを目的として、国土交通省と環境省共同で、「脱炭素都市づくり大賞」を令和 5 年度に創設しました。このうち、緑地の創出やエネルギー利用の効率化等の取組として特に優れたものを「国土交通大臣賞」として、脱炭素、資源循環、ネイチャーポジティブの取組として特に優れたものを「環境大臣賞」として表彰しています。

第 2 回脱炭素都市づくり大賞の募集を本日（令和 7 年 6 月 27 日）から開始し、令和 7 年 8 月 29 日まで受け付けます。

審査を経て、各大臣賞及び特別賞を選定いたします。受賞者に対する表彰式は令和 8 年 1 月頃に開催予定です。

2. 募集内容

（1）対象とする事業

日本国内で行われ、原則として応募時に事業完了又は令和 9 年度末までに事業完了見込みの都市の開発事業であって、以下の事項を満たすもの。

- ・ 応募に係る事業の区域において電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロを実現又は 2030 年度までに達成する計画であること。
- ・ 省エネや再エネ、エネルギーの効率的な利用により相当規模の脱炭素効果（温室効果ガス排出削減効果）が見込めるなど優れた脱炭素型の都市開発であること。
- ・ 周辺エリアや複数建物においてコミュニティ形成、高質な都市アセットの形成、地震・水害などの災害へのレジリエンス向上など敷地内だけでなくエリア価値向上に資する取組をしていること。
- ・ 国土交通大臣賞は建築確認済であること、環境大臣賞は地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の支援を受けていないことを各大臣賞の要件とする。

（2）応募対象者

開発事業の主体等

- ・ 主たる事業主（計画段階の事業にあっては、事業主となろうとする者）
- ・ 設計者、施工者や関係する地方公共団体等と共同して申請することも可能

(3) 募集期間

令和7年6月27日(金)～令和7年8月29日(金)

(4) 賞の構成

① 大賞(大臣表彰)

(ア) 国土交通大臣賞(1件)

対象とする事業の要件を満たしたもののうち、まちづくり GX として、[1]良質な緑地の創出、[2]街区や建物内での省エネ・再エネ・面エネの取組、[3]歩きたくなるまちづくりや自転車・公共交通推進等の移動の低炭素化に取り組んでいる事業

(イ) 環境大臣賞(1件)

対象とする事業の要件を満たしたもののうち、「ウェルビーイング／高い生活の質」に資する取組として、再生可能エネルギー発電の推進、熱中症やまちなかの暑さへの対策の推進、材料の省資源化やリサイクルボックスの設置等の資源循環、生き物が住みやすい水辺地等ビオトープづくり等のネイチャーポジティブの推進、デコ活の推進等、脱炭素まちづくりを通じて特に優れた脱炭素・資源循環やネイチャーポジティブの取組を行っている事業

② 特別賞(該当がある場合)

大賞の受賞対象とはならないが、再生可能エネルギーやまちづくりの観点で優れた事業、または特徴的な事業

(5) 審査・選定

応募資料をもとに、学識経験者等有識者から構成される審査委員会による審査を経て、国土交通大臣及び環境大臣が各大臣賞の被表彰者を決定します。

特別賞の被表彰者については、審査委員会による審査で決定します。ただし、審査の結果、特別賞の該当がない場合があります。審査は、以下の①～⑬の観点に加え、本大賞の目的である優れた「脱炭素都市づくり」として、建物敷地のみならずエリア全体を意識した開発であり、都市づくりの先進的な好事例として国内外に広く周知されるべき開発であることを総合的に評価します。

<必須事項>

① 再生可能エネルギー導入による 2030 年度までの脱炭素実現

- 応募に係る事業の区域において再生可能エネルギーの導入により、電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロを達成していること又は 2030 年度までに達成する計画であること。

※再生可能エネルギーの導入方法についての指定は行わない。RE100 の技術要件に規定されている追加性のある再生可能エネルギー及び事業敷地内へ再生可能エネルギー

ー設備を導入している場合にはより加点する。

※応募事業区域内の電気契約が個別契約である場合は、事業全体で再生可能エネルギー契約であることは必須にせず、入居者への積極的な働きかけ等を行っていることを要件とし、再エネ契約に切り替える計画や合意形成の度合いを評価する。

※コージェネレーションシステムの導入・運用は、エネルギー利用の高効率化を目指すものであれば、運用に伴う CO2 排出量は算定しない。

② 周辺エリアへの好影響

- 応募に係る事業の建物及び敷地だけでなく、エリアマネジメントなど、当該事業の立地するエリアに好影響を及ぼす取組であること。記載したエリアへ及ぼす好影響について、内容及びその実現可能性を鑑み総合的に評価。

※エネルギーの融通、コミュニティ形成、高質な都市アセットの形成、地震・水害などの災害へのレジリエンス向上、などを想定しているがこの限りではない。

<加点事項（共通）>

③ 高度な省エネ性能

- 当該事業の区域における基準一次エネルギー消費量に対する削減量及び削減割合が大きいこと。

④ 脱炭素技術の新規性

- 従来にはなかった技術の導入やアプローチ等革新的な取組を行っていること。
（次世代型太陽電池、再生可能エネルギー由来水素活用、高度な EMS、高効率照明・空調、高断熱窓等）
- 当該取組の困難さとそれを乗り越える工夫について定量的又は定性的にわかりやすく説明されていること。

⑤ ライフサイクル CO2 排出削減の推進

- 建物の資材製造段階、施工段階、使用段階（加点項目③で評価される取組を除く）、解体段階を通じたライフサイクル CO2 排出削減の取組を行っていること。また、具体的に説明されていること。

<加点事項（国土交通大臣賞）>

⑥ 良質な都市の緑地の創出・維持

- 気候変動への対応、生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等につながる都市空間における緑地の量・質の確保の取組であること。優良緑地確保計画認定（TSUNAG 認定）を取得している点も加味する。
- 緑の基本計画などの自治体の計画との整合性や、隣接地の緑とのつながりなど、周囲と連携している取組であること。

⑦ エネルギー（熱・電気）利用の効率化

- 複数の建物・地域全体を熱導管、自営線等のネットワークによる連携や、熱の

温度帯に応じて段階的に活用するカスケード利用など、エネルギー（熱・電気）を融通し、効率的・面的なエネルギー供給・利用を行っていること。

- 事業地内外の関係者との連携・協力体制の構築に努めている取組であること。

⑧ 移動の低炭素化（徒歩・自転車・公共交通機関）

- 当該事業がコンパクト・プラス・ネットワークを意識した立地であり、車中心から人中心のまちづくり（ウォークブル等）の動きと連動していること。また、公共交通や自転車等の利用を推進していること。脱炭素を考慮したアクセス（鉄道駅等から距離が離れている場合は、区域内へのモビリティサービス等）が確保されていること。

※直接的なモビリティサービス以外にも、歩行者導線が優位となるデザイン、駐車場マネジメント、駐輪場の台数確保、自転車通勤者のためのシャワー設備など、徒歩や自転車や公共交通利用者の利便性向上にかかる取組等も評価する。

< 加点事項（環境大臣賞） >

⑨ 事業区域内外での再生可能エネルギー発電の推進

- 事業区域内外で再生可能エネルギー発電設備の導入を推進し、事業区域内で消費すること。

※発電/消費の同時同量管理の実施または、蓄電池を活用した実質ではない再生可能エネルギーの導入を行っていること。

⑩ 熱中症・まちなかの暑さ対策の推進

- ミストシャワーの設置、日陰・緑地の創出等、空冷室外機から発生する顕熱抑制技術を備えた空調機器の設置、熱中症・まちなかの暑さ対策に資する取組を行っていること。

⑪ 資源循環の推進

- 地形、風土、森林、農地廃棄物などの地域資源、条件の有効活用の取組や、材料の省資源化、リサイクルボックスの設置等の資源循環の取組を行っていること。

⑫ ネイチャーポジティブの推進

- 生き物が住みやすい水辺地等のビオトープづくり等のネイチャーポジティブの推進に資する取組を行っていること。

⑬ 見える化・参加型（デコ活含む）

- 施設利用者や地域の人に対する「見える化、参加型」につながるよう、区域内への充電スポット、宅配ボックスの設置、電力利用状況の通知機能の実装、ゼロ目標の看板設置等のデコ活の推進に資する取組を行っていること。
- その他、環境に資する取組を行っていること（審査の加点事項③及び⑨、⑩、⑪、⑫で評価される取組を除く）

＜国土交通大臣賞及び環境大臣賞と審査の観点との対応＞

★は審査の観点ごとの配点の重みづけを示しており、★の数が多いほど配点が高い事項である。

審査の観点		国土交通大臣賞	環境大臣賞
必須事項	①再生可能エネルギー導入による 2030 年度までの脱炭素実現	★★★★	★★★★
	②周辺エリアへの好影響	★★	★★
加 点 事 項	③高度な省エネ性能	★★★★	★★★★
	④脱炭素技術の新規性	★	★
	⑤ライフサイクル CO2 排出削減の推進	★	★
	⑥良質な都市の緑地の創出・維持	★★★★	—
	⑦エネルギー（熱・電気）利用の効率化の面的利用の推進	★★★★	
	⑧移動の低炭素化（徒歩・自転車・公共交通機関）	★★★★	
	⑨事業区域内外での再生可能エネルギー発電の推進	—	★★★★
	⑩熱中症・まちなかの暑さ対策の推進		★★
	⑪資源循環の推進		★
	⑫ネイチャーポジティブの推進		★
	⑬見える化・参加型（デコ活含む）		★★

(6) 応募手続き

① 応募方法

応募対象者は、応募申請書を提出することにより、応募することができます。

＜応募申請書＞

様式 1－1（応募申請書）

様式 1－2（事業概要）

様式 1－3（建築物概要）

様式 2－1（取組内容 必須事項）

様式 2－2（取組内容 加点事項（共通））

様式 2－3（取組内容 加点事項（国土交通大臣賞））

様式 2－4（取組内容 加点事項（環境大臣賞））

様式 2－5（その他）

② 提出方法

所定の応募申請書に必要事項を記入し、提出期限内に E-mail にて以下の提出先に送付した上で、令和 7 年度脱炭素都市づくり大賞募集事務局まで受信確認をお願いします。E-mail にて提出できない事情がある場合は別途ご相談ください。

10MB を超える場合は大容量ファイル転送サービスやクラウドストレージをご使用いただくか、メールを分けて送信をお願いします。

➤ 提出期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）

➤ 提出先

令和 7 年度脱炭素都市づくり大賞募集事務局：

株式会社エックス都市研究所 黒田、松本、山下

E-mail：cn.r7award@exri.co.jp

3. 結果の公表

結果については、令和 7 年 12 月頃に受賞者決定に係る報道発表資料を国土交通省及び環境省ホームページに掲載するほか、応募者には事務局から選考結果通知を送付します。

なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けません。また、申請書類は、一切返却しません。

4. 表彰

受賞者に対しては、国土交通省及び環境省が開催する表彰式において表彰を行います。

日時：令和8年1月頃

場所：都内

※注意事項

- ・ 表彰式への出席等のために必要となる旅費は、お支払いすることができませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 表彰された場合、応募いただいた団体名や取組内容等を、新聞、雑誌、インターネット等で公表することがあります。また、受賞された団体等については、マスコミからの取材や受賞者を講師とした視察勉強会等の実施等、ご協力をお願いすることがあります。

5. その他留意事項

- ・ 応募申請書について、必要に応じ、オンライン会議や電話等によりヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- ・ 応募者の個人情報、審査及び運営に必要な範囲内で利用し、応募者の同意なく利用目的を越えて利用したり、第三者へ提供したりすることはありません。
- ・ 主催者は、以上の方針を基に、本事業で収集された個人情報の管理を脱炭素都市づくり大賞事務局（株式会社エックス都市研究所）に委託いたします。
- ・ 個人情報は株式会社エックス都市研究所が定める個人情報保護方針に則り適切に管理いたします。個人情報保護法に基づく公表事項：<https://www.exri.co.jp/comp/privacy-policy>
- ・ 広報のために使用する応募申請書の写真・データ、パネル用データ等については、無償で使用させていただきます。予めご了承ください。
- ・ 法令違反や表彰の目的を損なうような行為、虚偽の記載等があった場合には、受賞を取り消すことがあります。

6. 問い合わせ先

- ・ 脱炭素都市づくり大賞の募集にあたって、質問や応募申請書の記載方法に関する相談を受け付けます。
- ・ 質問等は E-mail にて提出をお願いします（様式自由）。
- ・ 質問等への回答は、令和7年度脱炭素都市づくり大賞募集事務局（株式会社エックス都市研究所）より、原則 E-mail にて1週間以内に行います。

令和7年度脱炭素都市づくり大賞募集事務局：株式会社エックス都市研究所 黒田、松本、山下

E-mail：cn.r7award@exri.co.jp

電話番号：03-5956-7501（祝日を除く月～金の10:00～17:00）